

【治療用装具】の写真添付について

(小児治療用眼鏡、リンパ浮腫治療用の弾性着衣を除く)

厚生労働省からの通知に基づき、療養費の給付適正化を目的に、原則として作製した装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）の添付が必要となりました。

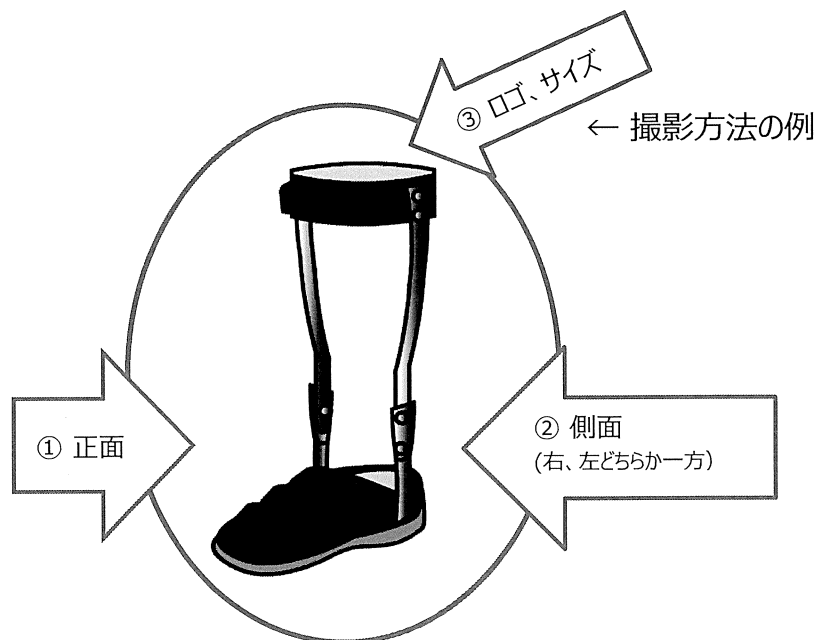
お手数ですが、写真の添付をお願いします。【2019年4月購入分より】

(1) 申請に必要なもの

- ① 療養費支給申請書（怪我の時は負傷原因届も）
- ② 領収証
- ③ 治療用装具の作成指示書（医師の意見書、診断書）
- ④ 作成した装具の画像（写真）＊下記参照 別紙の台紙に貼付
- ⑤ 装具作成確認書

(2) 撮影方法について

- ① 正面
- ② 側面（右、左どちらか一方）
- ③ ロゴ、サイズ、
品番・メーカー表記等（ある場合）



治療用装具 写真貼付台紙 *モノクロ印刷でも可

保険証記号・番号		被保険者氏名	
受診者氏名(続柄)	()	撮影日	年 月 日

- 写真は枠内に縮小して貼付してください(作成した装具の形状がわかるように写してください)
- 装具代金を支払った際に、受け取った装具全ての写真を撮影してください。

①正面(上から)

- ※前から装具全体が確認できるように撮影してください。
- ※靴に挿入するタイプの装具(中敷き等)については、靴から取り出し、上から撮影してください。
- ※膝・足首のサポーターについては、装具を装着した状態で撮影してください。

②側面(横から:一方からOKです)

- ※横から装具全体が確認できるように撮影してください。
- ※左右どちらか一方向から構いません。

③ロゴ、サイズ、品番、メーカー表記【ある場合】

- ※サイズ表記、ロゴ等、内容が読み取れるように撮影してください。